

重 要 事 項 説 明 書

あなたに対する介護医療院サービス提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 全 真 会
法 人 所 在 地	山口県萩市大字山田字西沖田4807番3
法 人 種 別	医 療 法 人
代 表 者 氏 名	中 村 丘

2 ご利用施設

施 設 の 名 称	全真会病院介護医療院
事 業 所 番 号	35B0400023
施 設 の 所 在 地	山口県萩市大字山田字西沖田4807番3
管 理 者 名	中 村 勝 昭
電 話 番 号	0838 - 22 - 4106
ファックス番号	0838 - 22 - 3788

3 介護医療院とは

「医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設」として、平成30年4月に創設された介護保険施設です。日常的な医学管理やターミナルケア等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。したがって、入所者の生活様式に配慮し、長期療養を送るのにふさわしい、プライバシーの尊重や家族や地域住民との交流が可能となる環境や、経管栄養や喀痰吸引等を中心とした日常的・持続的な医学管理や充実したターミナルケア体制が求められています。

4 施設の目的と運営の方針

家庭的な和みを感じてもらえる心暖まる病院を作るという方針のもと、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

5 施設の概要

敷 地		4,534.2㎡
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造4階建（耐火建築）
	延べ床面積	3,815.89㎡
	利 用 定 員	54名（Ⅰ型）

（１）療 養 室

病室の種類	室 数
1 人部屋	10 室
4 人部屋	11 室

（２）主な設備

設備の種類	数	面 積	1 人当たりの面積
食堂兼談話室 レクリエーションルーム	1	58.92㎡	1.1㎡
機 能 訓 練 室	1	102.84㎡	医療と共用
一般浴室・機械浴室	1	35.11㎡	

（注）食堂の指定基準は、1 人あたり 1 ㎡以上

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員 数	区 分				常勤換算 後の人員	事業者の 指定基準
		常 勤		非 常 勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
医 師	2		2			1.2	1.125
介護支援専門員	1	1				1.0	1
看 護 職 員	15	11		4		14.2	9
介 護 職 員	9	9				9.0	10.8
薬 剤 師	1		1			0.5	0.4
管 理 栄 養 士	1		1			1.0	1
理 学 療 法 士	1	1				1	

7 職員の勤務体制

従業者の種類	勤 務 体 制
医 師	8:30～17:30
介護支援専門員	看護師が兼務します。
看 護 職 員	・ 早出（7:30～16:30） 遅出（10:00～19:00） 日勤（8:30～17:30）

自 営 医 員	・ 昼間（8:30～17:30）は、原則として職員1名あたり入所者6名のお世話をします。
介 護 職 員	・ 早出（7:30～16:30） 遅出（10:00～19:00） 日勤（8:30～17:30） ・ 昼間（8:30～17:30）は、原則として職員1名あたり入所者5名のお世話をします。
薬 剤 師	8:30～17:30
管 理 栄 養 士	8:30～17:30
理 学 療 法 士	8:30～17:30

8 ご提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の対象となるサービス（介護医療院サービス・診療など）

入所者ごとに最適な入所ケアの方針や施設サービス計画を立案し、これらに基づき各種サービスをご提供します。施設サービス計画は、入所時に主治医と担当職員が共同で入所者のご家族にご説明します。通常、食事を除くサービス費用の9割又は8割又は7割が介護保険から給付されますので、入所者のご負担はかかった費用の1割又は2割又は3割です。

(2) 介護保険の対象とならないサービス（日常生活費・食費・居住費など）

次の表のサービスは、入所者の希望でご提供します。これらは介護保険では給付されないため、利用料金の全額が入所者のご負担となります。おむつ代は介護保険の対象となり、ご負担の必要はありません。

サ ー ビ ス	利 用 料			
個室等の室料（321号室）	個 室：1日当たり		3,300円	
テレビリース代（1日当たり）			165円	
病衣代	1 日 当 た り		77円	
洗濯代（洗濯物1つ当たり）	タオルケット	660円	タオル	30円
	バスタオル	220円	上着	275円
	下着	110円	ズボン	275円
	着物	440円	毛布	660円
日常生活に要するもので、患者本人に負担いただくことが適当であるもの（歯ブラシなど）	実費			
ご自分のために購入を希望される嗜好品や新 ³	実費			

	大 目
聞、図書など	
低所得者以外の食費代（1日当たり）	1,830円
低所得者以外の居住費代（多床室）（1日当たり）	437円
低所得者以外の居住費代（従来型個室）（1日当たり）	1,728円
低所得者の食費代（1日当たり）第1～3段階	300円～1360円
低所得者の居住費代（多床室）（1日当たり）第1～3段階	0円～430円
低所得者の居住費代（従来型個室）（1日当たり）第1～3段階	550円～1,370円

(3) サービス利用料金（入所者負担金）

お支払いいただくサービス利用料金は、要介護度に応じて決まる介護医療院サービスの自己負担額、療養指導やリハビリなどの特定診療費の自己負担額、食費、居住費、そしてテレビリース代などの日常生活費等の各費用を合計した金額です。

入所時、「入所サービス利用に関する同意書」でお支払いいただく利用料金の概算月額をご説明します。

ちなみに施設サービス費の自己負担と食事、居住費の自己負担を合せた平均的な利用料金の月額（低所得者以外の入所者で多床室と個室での入所）は、次の通りとなります。

介護保険入所費一覧（多床室 30日で計算した場合） 1割負担の場合

※ 負担軽減がない場合

令和7年4月

	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
I型介護医療院サービス費(Ⅲ)	805	914	1,148	1,248	1,338
夜間勤務等看護(Ⅳ)	7	7	7	7	7
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	6	6	6	6
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40	40	40	40	40
感染対策指導管理	6	6	6	6	6
褥瘡対策指導管理	0	0	6	6	6
小 計	25,920	29,190	36,390	39,390	42,090
介護職員処遇改善加算Ⅲ	933	1,051	1,310	1,418	1,515
①小 計	26,853	30,241	37,700	40,808	43,605
②食 費	54,900	54,900	54,900	54,900	54,900
③居 住 費(多床室)	13,110	13,110	13,110	13,110	13,110
合計(①+②+③)	94,863 ⁴	98,251	105,710	108,818	111,615

介護保険入所費一覧（個室 30日で計算した場合）

1割負担の場合

※ 負担軽減がない場合

令和7年4月

	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
I 型介護医療院サービス費(Ⅲ)	694	804	1,039	1,138	1,228
夜間勤務等看護 (Ⅳ)	7	7	7	7	7
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6	6	6	6	6
科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)	40	40	40	40	40
感 染 対 策 指 導 管 理	6	6	6	6	6
褥 瘡 対 策 指 導 管 理	0	0	6	6	6
小 計	22,590	25,890	33,120	36,090	38,790
介護職員処遇改善加算Ⅲ	813	932	1,192	1,299	1,396
①小 計	23,403	26,822	34,312	37,389	40,186
②食 費	54,900	54,900	54,900	54,900	54,900
③居 住 費 (個室)	51,840	51,840	51,840	51,840	51,840
合計 (①+②+③)	130,143	133,562	141,052	144,129	146,926

初期加算（入所日から30日以内の期間、1日つき） 30単位

療養食加算（1日に3回限度） 6単位

理学療法（Ⅱ）（1日につき） 73単位又は51単位

外泊（月6日限度） 362単位

他医療機関において診療が行われた場合（月4日限度） 362単位

退所時情報提供加算として500単位請求いたします。

介護保険入所費一覧（多床室 30日で計算した場合）

2割負担の場合

※ 負担軽減がない場合

令和7年4月

	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
I 型介護医療院サービス費(Ⅲ)	1,610	1,828	2,296	2,496	2,676
夜間勤務等看護 (Ⅳ)	14	14	14	14	14
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	12	12	12	12	12
科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)	80	80	80	80	80
感 染 対 策 指 導 管 理	12	12	12	12	12
褥 瘡 対 策 指 導 管 理	0	0	12	12	12
小 計	51,840	58,380	72,780	78,780	84,180
介護職員処遇改善加算Ⅲ	1,866	2,102	2,620	2,836	3,030
①小 計	53,706	60,482	75,400	81,616	87,210
②食 費	54,900	54,900	54,900	54,900	54,900
③居 住 費 (多床室)	13,110	13,110	13,110	13,110	13,110
合計 (①+②+③)	121,716	128,492	143,410	149,626	155,220

介護保険入所費一覧（個室 30日⁵で計算した場合）

2割負担の場合

※ 負担軽減がない場合

令和7年4月

	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
I 型介護医療院サービス費(Ⅲ)	1,388	1,608	2,078	2,276	2,456
夜間勤務等看護(Ⅳ)	14	14	14	14	14
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	12	12	12	12	12
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	80	80	80	80	80
感染対策指導管理	12	12	12	12	12
褥瘡対策指導管理	0	0	12	12	12
小 計	45,180	51,780	66,240	72,180	77,580
介護職員処遇改善加算Ⅲ	1,626	1,864	2,385	2,598	2,793
①小 計	46,806	53,644	68,625	74,778	80,373
②食 費	54,900	54,900	54,900	54,900	54,900
③居 住 費(個室)	54,810	51,840	51,840	51,840	51,840
合計(①+②+③)	156,516	160,384	175,365	181,518	187,113

初期加算(入所日から30日以内の期間、1日つき) 30単位

療養食加算(1日に3回限度) 6単位

理学療法(Ⅱ)(1日につき) 73単位又は51単位

外泊(月6日限度) 362単位

他医療機関において診療が行われた場合(月4日限度) 362単位

退所時情報提供加算として500単位請求いたします。

介護保険入所費一覧(多床室 30日で計算した場合) 3割負担の場合

※ 負担軽減がない場合

令和7年4月

	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
I 型介護医療院サービス費(Ⅲ)	2,415	2,742	3,444	3,744	4,014
夜間勤務等看護(Ⅳ)	21	21	21	21	21
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	18	18	18	18	18
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	120	120	120	120	120
感染対策指導管理	18	18	18	18	18
褥瘡対策指導管理	0	0	18	18	18
小 計	77,760	87,570	109,170	118,170	126,270
介護職員処遇改善加算Ⅲ	2,799	3,153	3,930	4,254	4,546
①小 計	80,559	90,723	113,100	122,424	130,816
②食 費	54,900	54,900	54,900	54,900	54,900
③居 住 費(多床室)	13,110	13,110	13,110	13,110	13,110
合計(①+②+③)	148,569	158,733	181,110	190,434	198,826

介護保険入所費一覧(個室 30日で計算した場合) 3割負担の場合

※ 負担軽減がない場合

令和7年4月

	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
I 型介護医療院サービス費(Ⅲ)	2,082	2,412	3,117	3,414	3,684
夜間勤務等看護(Ⅳ)	21 ⁶	21	21	21	21

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	18	18	18	18	18
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	120	120	120	120	120
感染対策指導管理	18	18	18	18	18
褥瘡対策指導管理	0	0	18	18	18
小計	67,770	77,670	99,360	108,270	116,370
介護職員処遇改善加算Ⅲ	2,440	2,796	3,577	3,898	4,189
①小計	70,210	80,466	102,937	112,168	120,559
②食費	54,900	54,900	54,900	54,900	54,900
③居住費（個室）	51,840	51,840	51,840	51,840	51,840
合計（①+②+③）	176,950	187,206	209,677	218,908	227,299

初期加算（入所日から30日以内の期間、1日つき） 30単位

療養食加算（1日に3回限度） 6単位

理学療法（Ⅱ）（1日につき） 73単位又は51単位

外泊（月6日限度） 362単位

他医療機関において診療が行われた場合（月4日限度） 362単位

退所時情報提供加算として500単位請求いたします。

9 支払いについて

サービス利用料金は1か月ごとに計算し、毎月10～15日に前月分の入所に係る金額をご請求させていただきます。月末までに病院受付窓口で現金でお支払い下さい。1か月未満のサービス利用の場合、サービス利用料金は利用日数に基づいて計算します。

10 施設の利用に当たっての留意事項

従業者の指示に従うこと

けんか、口論などで他の入所者に迷惑を及ぼすような行動はしない事

施設又は備品の破損及び備品を施設外へ無断で持ち出さないこと

施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害するような行動はしない事

飲酒・喫煙は施設内及び敷地内も禁止

診察やケアを行っている時には、動画撮影や録音はご遠慮ください。

11 入所中の食事について

食事は施設サービスの中でも重要なもののひとつです。当施設では常勤の管理栄養士が作る献立を用い、栄養ならびに入所者の心身の状態や病状、好みを考慮した適温の食事を、朝食は8時、昼食は12時、夕食は18時以降の各時刻にご提供します。また食事療養が必要な方には、治療食をご提供します。このほか給食委員会を設け、食事内容や調理法などの検討を継続的に行っています。

12 事故発生時の対応

事故発生時は患者の生命保持を第一に対処し、主治医、当直医、病棟責任者（各主任）へ報告する。その後、看護部長、院長、事務長へと報告すると共に、適切な対応がなされたかを確認します。

事故発生後は、患者及び家族へ主治医より事故状況、その後の治療内容と必要性、看護について説明をします。

13 非常災害対策

非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

非常災害に備え、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも1年に2回は避難、救出その他必要な訓練等を行っています。

14 個人及び家族の情報について

居宅介護サービスを受けるために必要な個人及び家族の情報を居宅介護支援事業者及び居宅介護サービス事業者に提供することがあります。

15 虐待防止の禁止

入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため、従業員に対する研修の実施、入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備、虐待防止のための必要な措置、介護医療院サービス提供中に当該施設従事者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

16 身体拘束の禁止

当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、入所者やその家族に拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明し、文書による同意を得ることとします。

緊急やむを得ない場合

- ・入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合
- ・身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

17 苦情や疑問、不明な点などの受付について

当施設のサービスについて、苦情や疑問、不明な点などがございましたら、お気軽にお申しつけ、ご相談ください。苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。お寄せになられた苦情等は、3階の施設を担当する看護主任を中心に調査、改善に努めます。

○苦情受付窓口	1階受付または介護支援専門員、3階病棟看護主任
○受付時間	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

また、下記の機関にも申立てることができます。

苦情受付機関

担当部署	住 所	連絡先
萩市介護保険課	〒758-8555 山口県萩市大字江向510番地	0838-25-3368
山口県国民健康保険団体連合会 介護保険課	〒753-8520 山口県山口市朝田1980番地7	083-995-1010

※ 土日祝日を除く